

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

FIA 認可企業に対する特別規定について

台湾において会社の設立や投資を行う場合、FIA¹の認可を受けた華僑資本・外国資本の企業（以下「華僑・外資企業」）は、一般の台湾企業と比べて、外国人を台湾に招聘して業務に従事させることができる²こと以外にも、法律上の権利義務に関して幾つかの特別な規定がある。そのため、その中から《外国人投資条例》・《華僑帰国投資条例、以下「華僑投資条例」》及び《就業サービス法第 46 条第 1 項第 1 号から第 6 号の労働に従事する外国人の資格及び審査基準、以下「審査基準」》の各規定について、次のように投資者³の投資⁴比率に応じて区分し、整理を行った。

投資比率	規定	
制限なし	投資者はその投資により 1 年に得た果実又は分配された利益について、外国為替決済を申請することができる。	外国人投資条例第 12 条第 1 項/華僑投資条例第 12 条第 1 項
	投資者は認可を得た株式の譲渡・投資撤収又は減資について、査定を受けた投資額の全額を一括し、外国為替決済を申請することができる。投資により得た資本利得についても同様とする。	外国人投資条例第 12 条第 2 項/華僑投資条例第 12 条第 2 項
	華僑・外資企業 ⁵ が投資者である場合、会社法第 216 条第 1 項の監察人の国内住所に関する制限を受けない。	外国人投資条例第 15 条第 1 項/華僑投資条例第 16 条第 1 項

¹ 經濟部投資審議委員会による外国人/華僑投資許可 (Foreign Investment Approval, FIA) をいう。

² 関連規範は、就業サービス法・就業サービス法第 46 条第 1 項第 1 号から第 6 号の労働に従事する外国人資格及び審査基準・就業サービス法第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号の労働に従事する外国人資格及び審査基準などの法規を参照。

³ 本表において「投資者」とは、外国人投資条例の規定により、中華民国国内において投資を行う外国人及び華僑帰国投資条例の規定により投資を行う華僑を含む。

⁴ ここでいう「投資」は次の通りとする。(外国人投資条例第 4 条及び華僑投資条例第 4 条参照)

- (1) 中華民国の会社の株式又は出資額を保有する。
- (2) 中華民国国内に子会社 (外国人による投資に限る)・独資又はパートナー企業を設立する。
- (3) 前 2 号の投資企業に対し、期間 1 年以上のローンを提供する。

⁵ 会社法により組織設立した華僑資本・外国資本の企業。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

投資比率	規定	
合計が株式総数又は資本総額の3分の1を超える	投資を行った華僑・外資企業の再投資は、主務機関の認可を経なければならない。	外国人投資条例第5条/華僑投資条例第5条
	招聘を受けた外国人が華僑・外資企業の經理人に任職する。	審査基準第38条
資本総額の45%に満たない	政府は、国防上の必要性に基づき、華僑・外資企業を収用又は買収する場合、合理的な補償を与えなければならない。	外国人投資条例第13条第1項/華僑投資条例第13条第1項
資本総額の45%以上を占める	投資額45%以上を継続して維持する場合、開業20年以内は、華僑・外資企業の収用又は買収を行わない。	外国人投資条例第14条第1項/華僑投資条例第14条第1項
	会社法第267条における会社の新株発行時に社員が引受ける株式を一定比率保留すべきとする規定は適用しなくてよい。	外国人投資条例第15条第2項/華僑投資条例第16条第2項
<p>備考</p> <p>1. 華僑・外資企業の法律上の権利義務は、法律に別段に規定（本表中の会社法の制限を受けない場合など）を有する場合を除いて、<u>中華民國の国民（国内の人民）が経営する企業と同一とする。</u>（外国人投資条例第17条/華僑投資条例第17条）</p> <p>2. 華僑及び外国人による証券投資に関する規定はここでは説明を省略する。詳細は《華僑及び外国人による証券投資管理方法》を参照。</p>		

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。